# 令和2年度の介護保険料について 

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料基準額は， 3 年度ごとに見直しをします。基準額は必要な介護サービス費や被保険者数の見込みを基に算定してょります。平成30年度から令和 2 年度までの 1 人当たりの基準額は，年額 63，000円（月額5，250円）です。
そして，本人及びその世帯員の税課状況や所得に応じて年間の保険料が決まります。所得区分は，表のとおり16段階となります。

なお，低所得者（第1段階•第2段階）の介護保険料は公費負担により軽減しています。 ※第2号被保険者（40歳～64歳の人）の保険料 は，加入している医療保険によって異なります。

##  

介護保険は，公費と皆さんが納める保険料を財源（円グラフ）に運営されています。

6 月中旬には，第 1 号被保険者（ 65 歳以上の人）に，令和 2 年度の介護保険料納入通知書を送付しますので，介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように，保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担は除く）


## 

介護保険料は，年金の受給額によって納め方 が決められています。
年金が年額18万円以上の人は，基本的に年金 から天引き（特別徴収）となりますが，年度途中で65歳になった人や，本市へ転入した人など は一時的に市から送付される納付書や口座振替 で納入（普通徴収）となります。

問高齢介護課介護給付係（て983－1328）

介護保険料（令和 2 年度）

|  | 区 分 | 責担割合 | 年額保险料 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1段階 | - 生活保護受給者 <br> - 老齢福祉年金（表下の11）の受給者で世帯全員 が市民税非課税の人 <br> －世帯全員が市民税非課税で，本人の前年の合計所得金額（同｜21）＋公的年金等収入額（同 ${ }^{(13)}$ ） が 80 万円以下の人 | 基準額 $\times 0.30$ | 18，900円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で，本人の前年の合計所得金額十公的年金等収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の人 | 基準額 $\times 0.50$ | 31，500円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で，本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円を超える人 | 基準額 $\times 0.70$ | 44，100円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で，世帯内に市民税課税者が いる人で，本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の人 | 基準額 $\times 0.90$ | 56，700円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で，世帯内に市民税課税者が いる人で，本人の前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円を超える人 | 基準額 $\times 1.00$ | 63，000円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 125 万円以下の人 | 基準額 $\times 1.08$ | 68，040円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の人 | 基準額 $\times 1.25$ | 78，750円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人 | 基準額 $\times 1.50$ | 94，500円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人 | 基準額 $\times 1.60$ | 100，800円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人 | 基準額 $\times 1.80$ | 113，400円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の人 | 基準額 $\times 2.00$ | 126，000円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の人 | 基準額 $\times 2.20$ | 138，600円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の人 | 基準額 $\times 2.30$ | 144，900円 |
| 第14段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の人 | 基準額 $\times 2.35$ | 148，050円 |
| 第15段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 900 万円以上 1000 万円未満の人 | 基準額 $\times 2.40$ | 151，200円 |
| 第16段階 | 本人が市民税課税で，前年の合計所得金額が 1000 万円以上の人 | 基準額 $\times 2.45$ | 154，350円 |

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により，第1段階•第2段階の負担割合を軽減して おります。
－11老齢福祉年金」とは，明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人，または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
12「合計所得金額」とは，収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異 なります）を控除した金額のことで，平成30年（2018年）4月以降は，さらに「長期譲渡所得お よび短期譲渡所得に係る特別空除額」と「公的年金等に係る雑所得（第 1 ～5 段階のみ）」を控除した額となります。ただし，扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
131公的年金等収入額」とは，国民年金•厚生年金•共済年金等課税対象となる種類の年金収入の ことです。なお，障害年金•遺族年金•老齢福祉年金等は含まれません。
市税•国民健康保険料の納期は税（料）自により異なります
－市税•国民健康保険料の納期

| 市•府民税（普通徴収分） | 6 月 $\cdot 8$ 月 $\cdot 10$ 月 $\cdot 12$ 月 |
| :--- | :--- |
| 固定資産税•都市計画税 | 5 月 $\cdot 7$ 月 $\cdot 9$ 月 $\cdot 11$ 月 |
| 軽自動車税 | 6 月 |
| 国民健康保険料 | 6 月～翌年3月の各月 | ※納期月の末日が金融蟣関の休業日にあたる場合 は，翌営業日が納期限となります。




























[^0]民
健
唐
険
第
3
期
分
5
5











[^0]:    Us，

    市舽 ．

    税

